

第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

第2章 災害に強いまちづくり

第3章 災害に強い人づくり

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第5章 その他の災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害予防の基本的な考え方

第2節 災害予防の体系

第1節 災害予防の基本的な考え方

大分県において風水害等から県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分することができる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は災害防止のためのハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするための事前に措置すべきソフト対策である。施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。そのため、本項で言う「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制したり、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（斜面、堤防、護岸等における防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
- (3) 建築物の予防対策（災害に強い建築物の整備）
- (4) 農林水産物の災害予防対策
- (5) 防災調査研究（災害危険箇所等の調査）

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や県民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 自主防災組織
- (2) 防災訓練
- (3) 防災教育
- (4) 消防団・ボランティアの育成・強化
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む。）
- (6) 帰宅困難者の安全確保
- (7) 地域ごとの避難計画の策定
- (8) 県民運動の展開

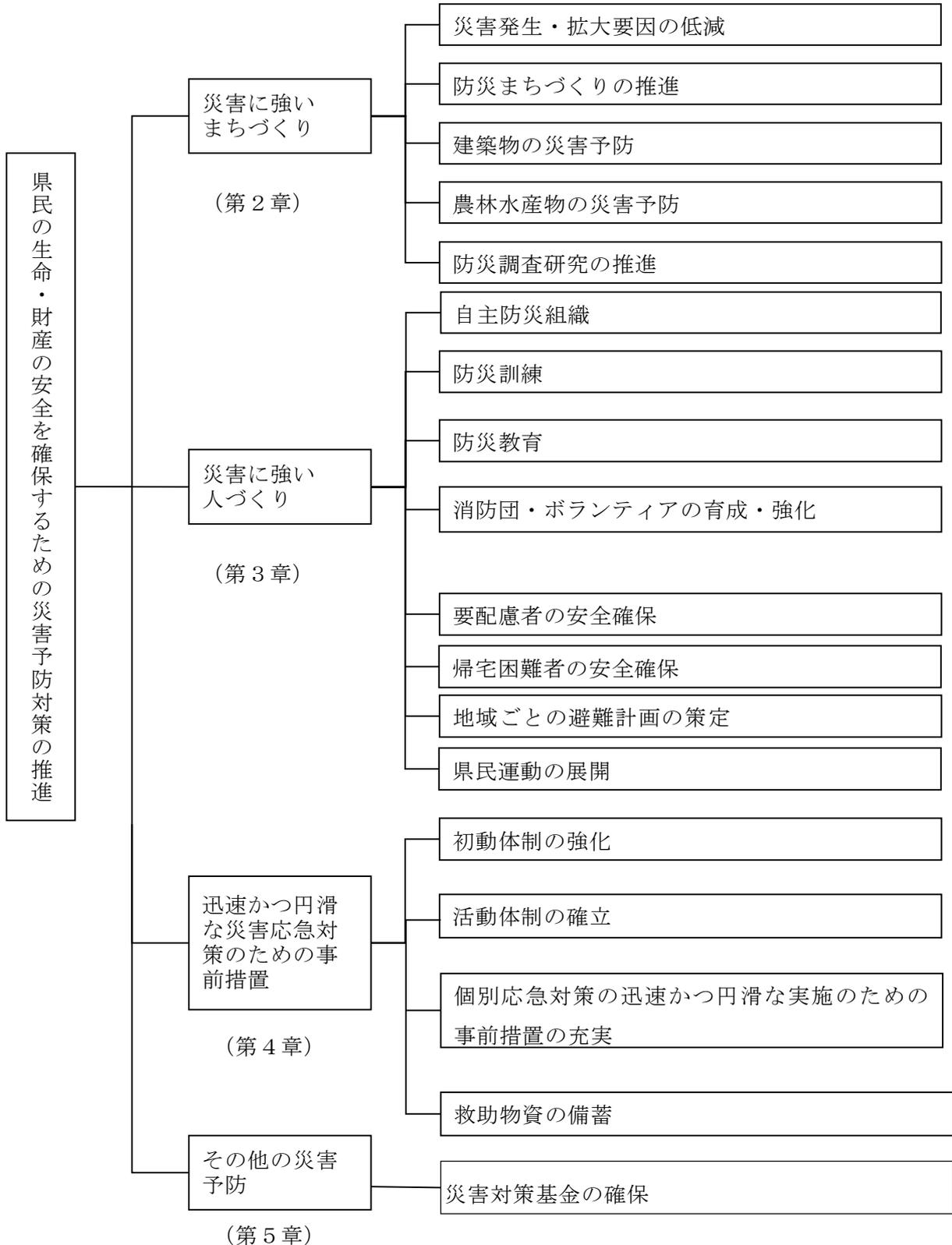
3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
- (3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- (4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第2節 災害予防の体系

第2章～第4章に示す災害予防計画の体系は、以下のとおりである。



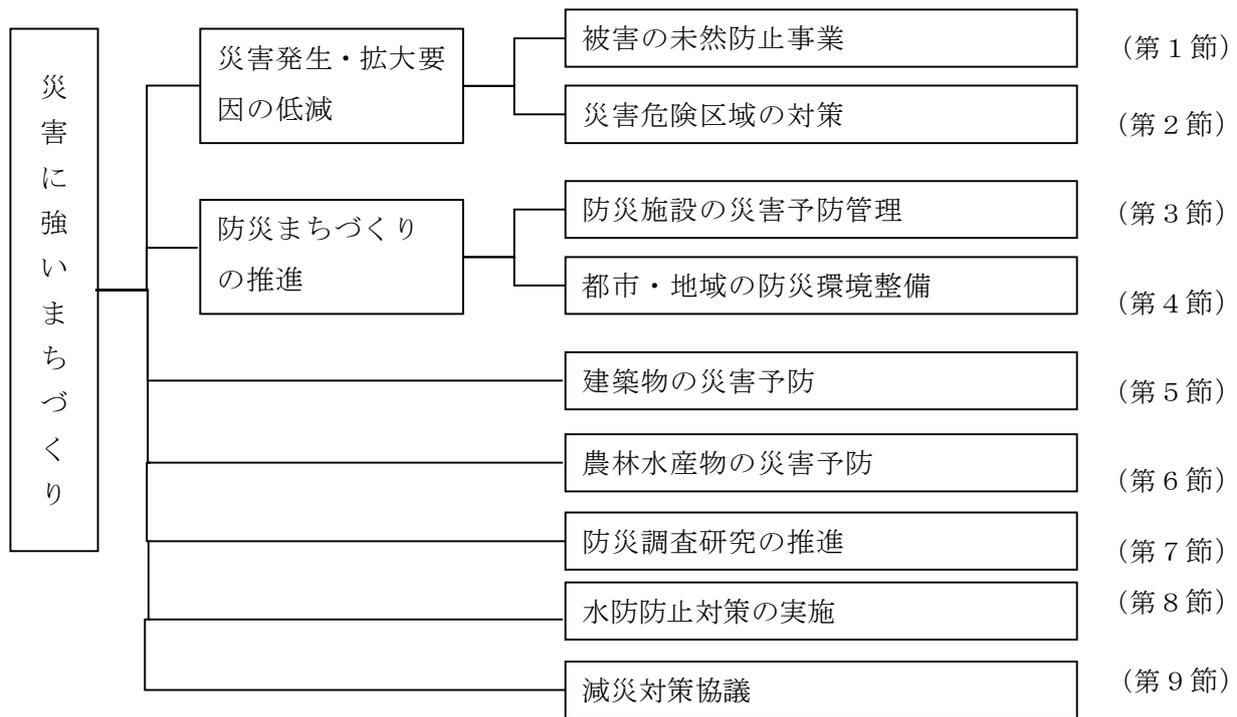
第2章 災害に強いまちづくり

- 第1節 被害の未然防止事業
- 第2節 災害危険区域の対策
- 第3節 防災施設の災害予防管理
- 第4節 都市・地域の防災環境整備
- 第5節 建築物の災害予防
- 第6節 農林水産物の災害予防
- 第7節 防災調査研究の推進
- 第8節 水防防止対策の実施
- 第9節 減災対策協議

【災害に強いまちづくりの基本的な考え方】

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路その他の公共施設の維持管理を適正に行うとともに、治山事業、治水事業、港湾事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の県土保全事業、都市の防災対策事業及び道路の災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、建築物の災害予防、農林水産物の災害予防及び防災研究の推進とあわせ、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置付けられる。

災害に強いまちづくりを、以下に体系図として示す。



第1節 被害の未然防止事業

風水害等から県土を保全し県民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良事業はこの節の定めるところによって実施するものとする。

1 治山事業（九州森林管理局、農林水産部森林保全課、市町村）

(1) 治山事業の現況

本県の森林面積は、453,000haで県土の71%を占め、うち私有保安林は122,208haでその79%が水源かん養保安林、17%が土砂流出防備保安林、5%がその他となっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が県下に配備されている。また、山地災害危険地区は6,955箇所あり、山腹崩壊危険地区は2,729箇所、地すべり危険地区は119箇所、崩壊土砂流出危険地区は4,107箇所あり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業を実施している。

(2) 治山事業の基本方針

本県は、地質、地形、気象条件から山崩れ、土石流等の土砂災害が毎年多発している。また、県土の急速な開発は、森林とのかかわりを強め、都市化の進展による生活環境の悪化、水資源

の不足は今後とも拡大するものと考えられる。このため、治山事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、健全で活力ある森林の維持・造成を図ることを基本に災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目的に「安全で住みよい県土」作りを目指して、森林整備保全事業計画に基づき県で策定した治山事業実施方針（H31～R5）に基づき、県長期総合計画の一環として積極的に推進する。

(3) 治山事業の実施

イ 山地治山

ロ 水土保持治山

現在県下には、山地災害危険地区が6,955箇所存在するが、都市部、人口過密地帯の安全を図るため、治山事業の各工種を集中的、効率的に配置し、災害防止に努める。

ハ 水源地域整備

ニ 防災林造成

ホ 保安林整備

県下に整備されている約122,208haの保安林の維持管理を中心に改良、保育事業を行う。

また、近年、森林とのふれあいに対する県民の要望に応えるため、生活環境保全林整備等を行う。

ヘ その他

森林内の地すべり防止事業を実施するとともに、国の補助事業の採択にならない小規模なものを対象とする県単治山事業等を実施する。

2 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村）

(1) 土砂災害防止事業の基本方針

大分県は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。

このため、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域等ともその総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、風水害等に伴う土砂災害防止に努める。さらに、土砂災害危険箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。また、宅地造成については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。

(2) 土砂災害防止事業の実施

イ 重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。

ロ 土砂災害警戒区域等については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。

ハ 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施し、特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進することにより、災害に備える。

ニ 市町村による急傾斜地崩壊対策事業及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備について必要な範囲での支援を行う。

ホ 土砂災害防止法に基づく特定開発行為（住宅宅地分譲、要配慮者関連施設建築のための開発行為）、その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の際の指導・監督等を通じて安全措置を実施するものとする。

ヘ 土砂災害発生監視システムにより、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表するとともに、気象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行うことで、市町村の行う警戒避難体制の整備を支援する。

3 河川改修事業（九州地方整備局、土木建築部河川課、公園・生活排水課、市町村）

(1) 河川の現況

本県の河川のうち河川法(昭和39年法律第167号)適用並びに準用河川は約1,150を数える。特に、本県は、平坦部が少なくその面積の約70%が山地であるため、各河川の支川はごく距離で本流に合流しているものが多い。このため河川は急流で流域面積も比較的狭小で、山地部と平坦部との境附近においては急に勾配が穏やかになり、山地の急流部より流出された土砂礫を堆積し、年々河床は上昇している。

最近では災害復旧や改修工事等により漸次改修されつつあるが、なお、未改修のため相当数の河川が出水時に危険な状態になっている。

また、近年、都市部においては河川沿いの低地の宅地開発が進み、内水被害を受ける可能性の高い地域が増加しており、内水対策の重要性がある。

(2) 河川事業の基本方針

河川の改修事業は、各水系に一貫した事業計画と、これに関連を有する各種防災保全事業とを十分に調整の上実施しなければその成果を発揮することはできないものである。特に治山、治水、砂防事業の他、ほ場整備事業や大規模プロジェクト等の各種事業との関連を保ちつつ改修事業を実施するものとする。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業との連携に加え、流域に関わるあらゆる関係者(国、県、市町村、企業、住民等)が協働し流域全体で行う「流域治水」を推進するものとする。

(3) 河川改修事業の実施

イ 各種河川改修事業の実施

河川改修事業は、直轄河川改修事業、河川激甚災害対策特別緊急事業や防災・安全交付金事業等について、別冊大分県地域防災計画資料編の河川整備計画を目標に実施するものとし、直轄河川については、山国川、大分川、大野川、番匠川、筑後川の五河川についてそれぞれ継続実施する。

ロ 多目的ダム等の建設

洪水制御を行う極めて有効な治水対策のひとつである洪水調節を主目的とした治水ダム、洪水調節、都市用水等の供給及び発電等河川総合開発を目的とした多目的ダムを建設し、治水ダム6ダム、多目的ダム3ダムが完成している。

4 砂防関係事業(九州地方整備局、土木建築部砂防課、市町村)

(1) 砂防関係事業の現況

本県は、面積のうち山林が約70%を占め、風光明媚な火山性高原やリアス式海岸等が広がっている。また、地質構造は、本州・四国からの中央構造線に連なる臼杵～八代線と、仏像構造線に連なる津井～木浦線により区別され、領家帯、秩父帯、四万十帯、三波川帯の四帯を成しており、多彩な地形・地質を呈している。

このため、土石流や地すべり、がけ崩れなどの土砂災害の恐れのある箇所が約2万箇所と非常に多く、梅雨前線や台風などの出水期を中心に多くの土砂災害が発生している。

しかし、土砂災害による被害を防止する砂防えん堤など砂防施設の整備状況は、対策が必要な危険箇所の約30%となっており、引き続き、砂防関係事業を推進する必要がある。

(2) 砂防関係事業の基本方針

土砂災害(土石流、地すべり、がけ崩れ)から住民の生命や財産を守るため、「砂防えん堤」などのハード対策と「警戒避難体制の強化や土地利用規制」などのソフト対策の両輪で総合的な土砂災害対策を推進する。

ハード対策では、重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。

ソフト対策では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害に関する防災情報の提供や、防災教育等の啓発活動を実施する。

(3) 砂防関係事業の実施

イ 砂防事業

土石流による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等において、砂防えん堤などの砂防設備を整備する。

ロ 地すべり対策事業

地すべりによる被害を防止するため、土砂災害警戒区域等において、地質構造の調査や地下水位の測定などを行い、水抜きボーリング工や集水井工、杭工などの地すべり防止施設を整備する。

ハ 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れによる被害を防止するため、土砂災害警戒区域等において、擁壁工や法面工などの急傾斜地崩壊防止施設を整備する。

ニ 総合流域防災事業

既存砂防施設の改築や土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査、防災情報を提供する情報基盤システムを整備する。

5 海岸保全事業(九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部河川課、港湾課、農林水産部農村

基盤整備課、森林保全課、漁港漁村整備課、市町村)

(1) 海岸保全事業の現況

本県の海岸は、総延長 773km に及び、全国第 13 位の広汎な海岸線をもち、これらの海岸線沿いには、姫島を始め豊後水道内に高島、津久見島、無垢島、保戸島、大入島等拾数の島々が数えられている。県北は、周防灘に面した凹入する遠浅の砂丘海岸で台風時には、大きな被害を受けていたが、昭和 25 年、26 年の相つぐ大災害を契機に、海岸堤防が次第に築造され、その被害は大幅に減少している。

なお、国東半島の北部はリアス式海岸で両子山群が直接海岸まで突出して、海蝕崖を形成し、水深も深く小港は多いが絶壁のため好錨地が少ない。

南東部は、単調な砂丘海岸で別府湾に続いている。

また、別府湾は本県最大の湾で、国東半島南東部より佐賀関半島北部に至り、いずれも砂丘海岸が多い。なお、湾内には大分川、大野川等の河口に三角州が形成されている。大分市大字佐賀関以南は、豊後水道の沈降海岸で、深い水深と海岸線の出入に富み、典型的なリアス式海岸を形成している。

(2) 海岸保全事業の基本方針

高潮、波浪等に対して、海岸地帯にある家屋、各種施設及び設備並びに関係住民を保護することは産業開発の基本となすものである。既に、国土交通、農林水産の海岸関係省庁の共同で海岸に関する調査が実施され、海岸保全施設整備方針が示されているので、この趣旨にもとづき長期的な視野にたつて、海岸堤防の整備を行い、併せて海岸侵食の防止、海岸砂地造林等についてもその推進を図るものとする。

(3) 海岸保全事業の実施

海岸保全事業は、大分県海岸保全施設整備基本計画により、海岸保全施設が未整備の箇所、天端不足や老朽化等により高潮、浸食対策が必要な箇所について実施するものとする。

6 港湾整備事業(九州地方整備局、土木建築部港湾課、市町村)

(1) 港湾整備事業の現況

本県の重要港湾は中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港の 5 港であり、ほかに地方港湾として 13 港が管理港となっている。年々増大する港湾貨物量に対処し、また地域の特性に合致する港湾施設の整備を進めている。

(2) 港湾整備事業の基本方針

重要港湾は、県北の物流拠点としての中津港、国際観光港としての別府港、大分地区新産業都市の中核となっている大分港、セメント・石灰石の積出し港としての津久見港、県南の物流拠点としての佐伯港等長期の見通しに立ち早期整備を図る。

地方港湾については、地域開発の要衝として整備を進めていく。

また、今後大規模災害が発生した場合の住民の避難や物資の緊急輸送に充てるため耐震岸壁等の施設の整備を別府港、大分港、津久見港、佐伯港、臼杵港において進める。

(3) 港湾整備事業の実施

港湾整備事業は、別冊大分県地域防災計画資料編の計画により整備を促進し、特に過去の実績及び工業立地による輸送量の増加等を考慮して緊急度の高いものから実施する。

7 海岸整備事業の促進(土木建築部河川課)

(1) 海岸整備事業の現況

昭和 25 年(キジヤ)に続く昭和 26 年(ルース)等の台風により、本県沿岸各地に起こった海面の異状隆起による高潮の著しい被害をうけた沿岸の高潮対策と、海浜の保護と養浜を兼ねた侵食対策の新規計画箇所を計上し、更に沿岸レクリエーション施設の整備を図る環境整備事業を推進している。

(2) 海岸事業の基本方針

イ 豊前豊後沿岸宇佐海岸を中心とする人家密集地、大規模農地を背後にもつ海岸の堤防、護岸は概略整備されたが、老朽施設の補強と樋門の整備統合、更に防波堤の新設、海浜の利用を考慮した護岸堤等を整備し、大型台風に備え、また、局部的に散在する国道、人家連担地域の海岸線についても護岸、消波工等を設置して民生の安定を図る。

ロ 豊後水道西沿岸並びに日向灘沿岸この地域特有のリアス式海岸線の迂余曲折の多い県道と、それに沿って局部的に散在する人家、農地等を高潮から防御するため、防波護岸、消波工を設け県土の保全を図る。

(3) 各種海岸事業の実施

イ 堤防護岸工 損傷が著しい既設堤防護岸の改良を重点に推進する。

ロ 離岸堤・潜堤(人工リーフ) 海岸背後にある人命、資産を高潮及び波浪から防護すること若しくは海岸侵食の防止、軽減及び海浜の安定化を図り、海浜利用も考慮し、離岸堤・潜堤(人工リーフ)の整備を推進する。

8 漁港整備事業(農林水産部漁港漁村整備課、市町村)

(1) 漁港の現況

県土は、総延長 773km に及ぶ広汎な海岸部をもって海に面し、漁場にも恵まれて沿岸近海漁

業が盛んである。

このため、漁港は第1種漁港89港、第2種漁港17港、第3種漁港2港、第4種漁港2港の110港が漁港指定を受けており、近代的な漁港へ順次整備が進められている。

(2) 漁港整備の基本方針

漁港は、水産業の基地であるとともに漁村生活の拠点でもある。したがって、漁港の整備は漁船の係船のみならず各種施設用地の造成も含めて、地域の特性に合わせて長期的観点から実施するものとする。

また、漁港海岸保全は基本計画にのっとり、事業未施工区間の中から危険度の高い、被害の発生しやすい箇所から施工するものとする。

(3) 漁港整備事業の実施

漁港の整備事業は、漁港整備長期計画に基づき整備されるものであり、また海岸保全の整備事業も社会資本整備重点計画に基づき高潮対策事業を中心に実施するものである。

9 道路整備事業(九州地方整備局、農林水産部農村基盤整備課、林務管理課、土木建築部道路建設課、道路保全課、市町村)

(1) 道路の状況

県内の道路は、実延長約18,000kmに達し大分自動車道、東九州自動車道、大分空港道路等、国道10号をはじめとする実延長約3,700kmに達する国道及び県道、並びに市町村道からなる。県土の7割が林野で占められていることから、道路トンネル数は5百箇所を超え、全国一である。

県下の道路網は、行政の中心地大分市と、主要観光地別府市を拠点として国道10号が南北に縦走し、57号及び210号が東西に横断している。また、海岸を197号、213号、217号及び388号が、山間部を211号、212号、326号、386号、387号、442号、496号、500号及び502号が走り、これらの一般国道と45の主要地方道を軸に、本県の幹線道路網を形成している。

(2) 道路整備事業の基本方針

道路は、県民にとって最も身近で基礎的な社会基盤であるとともに、災害時においては人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を有するものである。

本県では、平成28年3月に大分県長期道路整備計画「おおいたの道構想2015」を策定し、このなかで「生活の安全・安心を高める道路整備」を主要施策の実施方針の1つに掲げ、防災・減災対策として、緊急輸送道路の橋梁耐震化、「大分県道路啓開計画」で選定された道路や災害時に孤立の恐れのある道路ののり面対策を計画しており、それに基づいて道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

(3) 道路整備事業の実施

イ 直轄道路整備事業

九州地方整備局は、九州圏広域地方計画、九州ブロックにおける社会資本整備重点計画等に基づき、直轄国道の整備改良事業を実施する。

ロ 県所管道路整備事業

県は、「大分県地域強靱化計画」や「おおいたの道構想2015」に定めた整備目標の達成等に向け、管理する道路の整備を計画的に推進する。

ハ 市町村道整備事業

市町村道の整備については、地域住民の生産活動及び日常生活の便益を増大させ、かつ防災活動上主要な幹線道路から逐次整備を推進する。

ニ その他の道路の整備事業

農道、林道等の産業開発道路についても、それぞれの事業主体において、積極的に防災的な整備改良を実施する。

また、県内各地域の大規模開発等に関連を持つ東九州自動車道や地域高規格道路等の整備が促進されるよう関係機関との連絡協力を行う。さらに、道路の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用光ファイバーにより、公共施設の被害状況の把握を行うものとする。また、この光ファイバー等を緊急連絡用として利用できるようにするものとする。

10 農地防災事業の促進(農林水産部農村基盤整備課、市町村)

(1) 農地防災事業の基本方針

ため池、用排水施設等を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため、県及び市町村において、防災対策に関する長期計画を策定し、計画的な実施を図るものとする。

(2) 農地防災事業の実施

イ 防災ダム整備事業

洪水調節用のダムの整備

ロ ため池等整備事業の実施

災害発生のおそれのあるため池の整備

ハ 用排水施設等整備事業

災害発生のおそれのある用排水施設等の整備

ニ 農地保全整備事業

農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備

ホ 地域防災機能増進事業

地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備

ヘ 農業用河川工作物等応急対策工事

災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備

ト 地すべり対策事業

地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等

チ 防災重点農業用ため池緊急整備事業

防災重点農業用ため池の防災工事及び廃止工事の実施、ハザードマップや遠隔監視システム等を活用した関係住民の安全確保

11 総合的な土砂災害対策(九州森林管理局、生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部砂防課、農林水産部農村基盤整備課、森林保全課、市町村)

(1) 土砂災害対策事業の推進

土砂災害の恐れのある箇所については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を推進する。

イ 砂防事業等の実施

土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事の推進。

ロ 土砂災害警戒区域等の周知等

(イ) 県は急傾斜地の崩壊等の恐れがある土地に関する地形、地質、土地の利用状況等の基礎調査を実施し、市町村長の意見を聴いたうえで土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(ロ) 市町村は、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害警戒区域等について土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難などの警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に記載するとともに、これを住民に周知する。

ハ 土砂災害警戒情報等の活用

(イ) 大分地方気象台と県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合に協議を行い、市町村長が避難指示等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断等に活用できるよう、土砂災害警戒情報を共同発表する。県は市町村単位で発表されるこの情報を補足するため、一定の区域ごとに危険度レベルを示す土砂災害危険度情報を関係市町村に提供する。

(ロ) 市町村は、これらの土砂災害に関する情報を住民へ周知するとともに警戒避難体制の整備

に活用する。

(ハ) 県及び市町村は、関係機関と密接な連絡、調整を図ったうえ、巡視点検中等に災害の前兆現象を発見した場合には、市町村等防災関係機関に速やかに連絡するなど、迅速な体制の確立に努める。

ニ 住宅の移転の促進

県は、人命を土砂災害から保護するために住宅の移転が必要と考えられる場合は、各種制度を活用できるよう、関係部局で緊密な連絡、調整を行う。

ホ 情報の収集、伝達、防災意識の普及

市町村は日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知する

(2) 関係機関相互の連絡、調整の実施

上記の諸施策を総合的かつ効果的に実施するため、県及び市町村は、関係機関と協議を行うなど、十分な連絡、調整を図る。

第2節 災害危険区域の対策

各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 災害危険区域の調査(農林水産部農村基盤整備課、森林保全課、土木建築部河川課、港湾課、砂防課、都市・まちづくり推進課、建築住宅課、市町村)

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生を未然に防止し、又は、被害の拡大を防止するため、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、地すべり、噴火災害その他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

県及び市町村が把握すべき災害危険区域の内容は、以下のとおりである。

(1) 砂防指定地

砂防法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

(3) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域であり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。

(4) 地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づく指定区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

(5) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律に基づく指定区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

(6) 保安林及び保安施設地区

森林法第25条及び第41条に基づく指定区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

(7) 水防上重点をおくべき区域

第3部第3章第3節「水防計画」に定める重要水防区域、水防区域及び風倒木流出による水防区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

(8) 海岸危険区域

海岸法に基づき、海岸保全区域として指定した区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

(9) 宅地造成工事規制区域

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく指定区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

(10) 災害危険性が高い盛土

県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等で危険が確認された盛土について、速やかに宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づく是正指導を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県は適切な助言や支援を行うものとする。

(11) その他災害危険予想箇所

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域等のその他災害危険予想箇所は、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。このほか、火山噴火災害に係る災害危険予想箇所についての調査を実施するものとする。

2 災害危険区域等の対策(農林水産部農村基盤整備課、森林保全課、土木建築部河川課、港湾課、砂防課、建築住宅課、市町村)

(1) 災害危険区域の指定及び周知公表

県及び市町村は、法令に基づく災害危険区域等の指定を促進するとともに、災害危険区域の調査結果をカルテ化し、内部利用に供するほか、適宜積極的に公表することを基本とする。

(2) 事業の進捗の定期的点検

県及び市町村は、各災害危険区域の防災事業の進捗状況を定期的に点検し、それらによる危険性の解消状況を把握しておく。

(3) 警戒避難体制の整備等

県及び市町村が災害危険区域等の把握結果を周知・公表するにあたっては、警戒避難体制の整備と合わせて推進する必要がある。特に、市町村は、危険箇所・区域ごとに地域住民と協議し、その対応方策を含む総合的な警戒避難体制を検討しておくものとする。

第3節 防災施設の災害予防管理

各種防災施設の災害の種別に応じた維持補修及び管理について必要な事項は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 水害予防管理対策(九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部河川課、道路建設課、道路保全課、港湾課、砂防課、農林水産部農村基盤整備課、森林保全課、市町村、九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、九州電力株式会社)

(1) 河川施設の維持管理

堤防護岸は、出水期に備えて巡視点検を厳にし、決壊口、災害復旧未着手箇所、その他の危険箇所は、早期に本工事に着手するか維持修繕を行い、また、万一に備え各水防倉庫に空俵、縄等の備蓄資材を補給しておく。

また、水門、樋門は特に門扉、捲上機等を巡視点検し、門扉の不良箇所は補修を行い諸機器の運転を容易にし、出水に備える。なお、必要な土俵等も準備しておくものとする。

その他の施設についても氾濫、決壊の原因とならないよう常に維持補修を実施する。

(2) 道路及び道路保護施設の維持管理

道路及び道路附属物は、それぞれの管理者において、常時良好な状態に保つよう維持管理、

補修し一般交通に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

(3) 鉄道保護施設の維持管理

橋りょう、トンネル、その他の構築物等については必要の都度保守検査を実施するほか、必要に応じて改良修繕工事を実施する。

- イ 側溝の整備、清掃
- ロ 暗渠、水抜等の呑口、吐口等の埋没土砂の除去

(4) 通信保護施設の維持管理

通信保護施設の管理については、各関係機関において、次の事項を考慮するものとする。

- イ 維持補修要員の確保、専門技術職員の増員配置
- ロ 維持用物品(平常及び応急用)の確保

(5) 電力保護施設の維持管理

イ 発電設備

屋外機材の破損、流出の防止措置及び建造物の補強を図り、予備電源の点検整備、非常電源の確保、護岸洗掘の防止、防水壁、防水扉、角落とし等の設置による浸水の防止を図る。
 なお、貯水池、調整池の水位、低減貯水使用計画の変更、排水ポンプの機能の整備を行う。

ロ 送電設備

巡視結果に基づき、細密点検や障害樹木の伐採等を行う。また、鉄塔及び各支持物の基礎補強並びに地域に応じた碍子の補強を行い、送電設備の整備を図る。

ハ 配電設備

巡視結果に基づき、風水害等に備えた支持物、電線等の補修・補強や、支障樹木の伐採等を実施し、配電設備の整備を図る。

(6) 洪水調節用ダムの維持管理

洪水調節の目的を有するダムの管理者は、河川法(昭和39年法律第167号)のダムに関する特則のほか、当該ダムの操作規程等に従って操作管理を行うとともに、おおむね次の事項により整備点検を実施するものとする。

種別	点検、手入箇所	点検、回数	点検内容
ダム及び調整池	えん堤	毎日随時	堤体の異常の有無 湧水及び漏水量の測定
	池周辺、上下流	随時	崩壊、洗掘、その他河川の状態
水門及び捲上機	各部ボルト	3か月に1回以上	各部ボルトの弛緩の有無
	スピンドル、ワイヤー、その他	月1回以上	錆付、屈折、給油状況

(7) 農業用施設の維持管理

農道、溜池、頭首工及び水路の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。

イ 農道の維持補修

路面の陥没、路肩、法面の崩壊等の危険の有無を確認し、敷砂利の搬入、土留工等の補修を早急に行い、橋りょうについては、その老朽度を検討し、出水に対する弱点部を補強する。

ロ 溜池の維持補修

漏水している溜池はその補修を行い、余水吐は流木等にて洪水量排除が阻止されないよう清掃・修理を行う。また、水位計・監視カメラ等による遠隔監視を行うことで溜池の管理・監視体制の強化を図るとともに、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流により予め水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留をするように努める。

ハ 頭首工、水路の維持補修

頭首工は土砂吐、余水吐を常に点検し、機能を発揮できるよう清掃整備する。水路も同じく水路内の清掃を充分行い溢水に注意し、水路両側の法面崩壊の危険箇所には土留工等によ

る補修を行う。

(8) 農地保全施設の維持管理

ダム、排水機、水門等の農地保全施設又は農業水利施設の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底を図る。

(9) 砂防施設等の管理

砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設は、その機能が適切に発揮されるよう、巡視点検を行い、必要に応じて施設の補修、改築を行う。また、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、砂防法等の各根拠法令に基づき、指定地内、区域内における行為の禁止、制限等を行う。

2 高潮災害予防管理対策(九州地方整備局、土木建築部河川課、港湾課、農林水産部農村基盤整備課、漁港漁村整備課、市町村)

(1) 河川・港湾海岸保全施設の維持管理

国土交通省所管の海岸において、海岸法に基づき海岸保全区域を指定し、その区域内における行為の制限即ち土石(砂を含む)の採取、土地の掘さく、盛土及び切土等の行為を制限し、積極的な海岸保全施設の管理を行う。

(2) 農地海岸保全施設の維持管理

イ 干拓堤防、海岸堤防の維持管理を厳重に行い、例えば盛土の陥没、堤体の亀裂等を発見した場合は、直ちに補修する。樋門の門扉の管理、補修も定期的に行い、災害に備えて土俵、竹等を準備し万々に備える。

ロ 高潮の危険があれば土俵等で補強し、堤防の決壊及び越波により裏盛土が流されるのを防ぐ。

(3) 港湾施設の維持管理

「大分県港湾施設管理条例」により、港湾施設等について使用の許可、使用の禁止、使用許可の取消し又は制限等を行う。また、「港湾区域等における行為の規制に関する規則」により規制を行い、もって港湾施設の維持管理を行う。

(4) 漁港・漁港海岸保全施設の維持管理

「大分県漁港管理条例」に基づき、漁港及び漁港施設の維持管理を行う。また、海岸堤防等の破損箇所は発見次第直ちに補修し、樋門の門扉の管理補修を定期的に行うとともに災害に備え土のう等を準備する。なお、高潮、強風による波浪の危険があれば土のうで補強し、堤防の決壊、越波による裏盛土の流出防止に努める。

3 雪害予防管理対策(九州地方整備局、土木建築部道路建設課・道路保全課、市町村、九州電力㈱、九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社)

(1) 道路及び道路保護施設の維持管理

降雪時における道路及び道路保護施設の維持管理は、それぞれの管理者において、除雪作業員及び除雪資機材を確保するなど、必要な措置を行うものとする。

また、大雪で大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある場合は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を回避することを基本的な考え方として、予防的な通行止め等に努めるものとする。

(2) 電気、鉄道及び通信施設

降雪時における電気、鉄道及び通信施設は、それぞれの管理者において必要な補修要員及び資機材を確保して、その障害の除去に努めるものとする。

第4節 都市・地域の防災環境整備

安全な都市環境の実現と、市街地における建造物等を災害から防護するための必要な対策又は事業は、この節の定めるところによって実施する。

さらに、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針等を位置づけた立地適正化計画に基づく都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する。

1 都市計画事業の実施（土木建築部、都市・まちづくり推進課、公園・生活排水課）

安全な都市環境の整備を促進するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）の適用を受けている次の市町村について、街路、都市公園、下水道等の都市施設整備事業・土地区画整理事業等の市街地開発事業を総合的かつ計画的に実施するものとする。

大分市	臼杵市	豊後大野市	日出町
別府市	津久見市	由布市	玖珠町
中津市	竹田市	宇佐市	
日田市	豊後高田市	国東市	
佐伯市	杵築市	(14市)	(2町)

2 宅地造成地の災害予防対策（土木建築部 都市・まちづくり推進課、市町村）

宅地の造成に伴う、崖崩れ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市町村は、一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を検討し、指定区域内における災害予防を促進する。

また、必要に応じ勧告、改善命令等を行うこととし、それに係る宅地防災工事に必要な資金について、住宅金融公庫の宅地防災資金融資を斡旋する。

3 既成市街地の防災対策（九州地方整備局、土木建築部都市・まちづくり推進課、公園・生活排水課、市町村）

既成市街地における総合的な防災診断等の実施を通じ、必要な都市構造の改善を図るため、都市計画事業を通じて、次の事項を推進する。

（1）避難路の確保・整備

都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。

また、市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

（2）防災拠点の確保・整備

都市公園については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や平常時の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を図る。

また、大規模災害時における県の広域防災拠点として、大分スポーツ公園を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート・SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）機能、④全国から集積する救援物資の市町村輸送拠点への仕分・輸送拠点機能、を配置し、大分県広域防災拠点基本計画（平成27年6月策定）に基づき、各機能に必要な設備等を計画的に整備する。また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。

(3) 防災空間の整備・拡大

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図りつつ、特別緑地保全地区等の指定等により、土砂災害防止等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を図る。

4 所有者不明土地法に基づく措置の活用（用地対策課、市町村）

県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第5節 建築物の災害予防

一般建築物の他、学校、病院、工場等の特殊建築物及び文化財等における災害予防対策は、この節の定めるところにより実施する。

1 一般建築物の不燃性・堅牢性の促進対策(土木建築部建築住宅課、市町村)

建築物の不燃化及び堅牢化を図るため、建築の確認措置や次の融資制度の活用を通じて、これを積極的に指導するとともに、特に公用建築物については、その不燃化及び堅牢化をさらに促進するものとする。

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に基づく融資
- (2) 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)に基づく融資
- (3) 産業労働者住宅資金融通法(昭和28年法律第63号)に基づく融資

2 特殊建物の防災環境の整備促進(九州地方整備局、土木建築部建築住宅課、教育庁教育財務課、市町村)

学校、病院、工場等の特殊建築物については、次の指導等の措置を通じ、それぞれの所掌機関が相互に緊密な連携と協力のうえ、その防災環境の整備を推進するものとする。

(1) 建築物の確認措置等による指導

建築物の維持保全と防災環境の整備指導については、建築の確認措置、建築基準法(昭和25年法律第210号)第8条及び第12条の運用とさらに消防査察の実施を通じ、次の事項を積極的に指導するものとする。

なお、公用建築物については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第10条の効果的な運用により、その整備を図るものとする。

- イ 敷地等の衛生及び安全性の保持
- ロ 構造の安全性の確認
- ハ 建築設備、附帯設備の完備

(2) 建築物の消防用設備の設置

建築物の消防用設備の設置については、建築に関する消防の同意措置を通じ、次の事項について積極的に指導を行うものとする。

- イ 消防の用に供する設備の設置
- ロ 消防用水の確保と安全
- ハ 消火活動上必要な設備の設置
- ニ その他災害予防上必要な設備の設置

(3) 消防査察による指導

- イ 火災発生危険の排除
- ロ 火災拡大危険の排除
- ハ 自衛消防組織の確立
- ニ 消火設備の適正配置とその保全

(4) 防火管理面の確立指導

建築物における防火管理体制の確立指導については、当該建築物における管理規程や、消防計画の作成指導を通じて内部管理面からの災害予防を促進する。この場合の重点項目は、おおむね次のとおりとする。

- イ 防火管理者、防火責任者、火元責任者の設置
- ロ 出火連絡、初期消火等自衛消防組織の整備

- ハ 利用者の避難誘導體制の確立
- ニ 定員の管理の厳守
- ホ 利用者に対する建築物の内容、火気の取扱、危険物の所在、避難口、消火設備等の配置位置の掲示又は周知
- ヘ 電気設備、消火設備、警報設備、避難設備の自主的な点検整備
- ト 従業者等に対する防災教育及び訓練
- チ 消防機関との連絡

3 文化財の災害予防対策(教育庁文化課、市町村)

(1) 文化財防災施設の設置促進

イ 建造物

有形文化財、有形民俗文化財、史跡内建造物に対し、次の事項の促進を指導する。

- (イ) ドレンチャー及び放水銃式防災施設工事の施工
- (ロ) 火災報知機の完備
- (ハ) 消火器の完備
- (ニ) 防火用水そうの整備
- (ホ) 避雷針の完備
- (ヘ) 電氣的安全度の検査の実施

ロ 彫刻、工芸品及び石造美術

- (イ) 收藏庫の建設
- (ロ) 岩盤補強、履屋建設

(2) 文化財防災施設の維持管理

- イ 防火用水そう・モーター・消火設備の放水銃等の検査を定期的に、また、火災報知機、消火器の点検を恒常的に実施する
- ロ それぞれの文化財所在市町村単位で、消火訓練及び文化財の搬出訓練を積極的に実施する。

(3) 文化財防災施設設置の実施

別冊大分県地域防災計画資料編の文化財について防災施設を設置するものとする。

第6節 農林水産物の災害予防

農産物、林産物、水産物等の防災基盤を確立するための各種防災指導は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 農産物の災害予防対策(九州農政局、農林水産部農林水産企画課、地域農業振興課、園芸振興課、農村基盤整備課)

(1) 農産物の被害防止対策の推進

農作物は、気象現象や火山の降灰等の影響を受けやすいため、被害が生じる恐れのある気象変化を生じた場合や、それらが予想される事態等に備え、県は、気象・地形・土性等の自然条件を考慮した、防災上の観点から耕種・土壌保全・その他の営農指導に努める。

そのため、農作物や災害の種類に応じたそれぞれの分野において、災害や病害虫に強い品種選定や作型開発等、以下のような技術開発や農地保全に関する試験研究を一層推進し、技術的対策方法を開発・普及する。

イ 気象情報や衛星データ(ひまわり)を活用した災害予防

ロ 気象災害に強い農作物の品種や土壌の改良

ハ 施設栽培等による気象災害防止技術の開発

ニ 土壌保全、土壌流出防止技術の開発

(2) 防災事業等の実施

県は、農地防災事業、農地保全事業を計画的に推進することを基本として、風水害、火山噴火災害等における農地や農産物の被害を防止するのに必要な対策を推進する。

ダム、堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設や農業水利施設については各管理主体が施設の整備、点検、維持管理を行い、機能の保持に努める。

(3) 防災営農指導体制の確立

県・市町村は、防災営農の効果的推進を図るため、関係機関・団体と統一した防災営農指導体制を確立しておくとともに、気象現象や火山噴火、地震にともなう災害についての基礎知識の啓発・普及を指導し、災害に強い営農基盤を確立する。

2 林産物の災害予防対策(九州森林管理局、農林水産部森林保全課、森との共生推進室、森林整備室)

(1) 病害虫等の防除対策

立木の大部分は自然に生育し、その期間も長いことから、常に病害虫などの危険にさらされている。中でも、マツクイムシ被害は県内では昭和40年代に拡大し、局部的に今も続いている。森林病害虫については、早期発見と早期駆除に努める。

また、近年はシカによる植栽木等の被害が県下各地で発生している。このため、捕獲を推進することにより、早期に適正頭数へ誘導し、被害の軽減に努める。

(2) その他の対策

気象災害に対しては、樹種、品質の選定、施業方法の改善などにより未然防止の方策を講ずるとともに山火事防止についても万全を期するものとする。

3 水産物の災害予防対策(農林水産部水産振興課・漁港漁村整備課)

(1) 水産物の防災対策

水産物は、高潮や津波のほか水温や比重の急激な変化によっても多大な被害を受ける。従って、海面養殖施設の設置場所選定には気を配り、気象状況の変化を的確に把握し、適切な処置をとるものとする。

(2) 水産物保護事業の実施

のり養殖、真珠養殖、かき養殖等の養殖施設は、常時監視を行う必要があるので海況観測所等を設置する。

また、養殖施設の移動、避難場所等を設定して災害時に備えるとともに、各養殖施設と試験研究機関との連絡を密にするため、有線（無線）通信施設及び警報設備等を設置する。

（3）水産関係施設の維持管理

養殖施設の監視を常時行い、破損部分等については適宜補強し、災害時の流失、破損等を防止する。特に施設の間隔は余裕をもって空け、波浪による接触を防止するよう留意する。

また、漁船、漁具等の安全地帯への避難については平常より指定場所を検討し、警報等発表時には適切な処置が講ぜられるように準備する。

第7節 防災調査研究の推進

（防災関係機関、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村）

県・市町村・関係機関が実施すべき防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

1 防災調査研究の目的・内容

大分県の風水害及び火山噴火災害等の災害危険区域の実態をより総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、河川出水・氾濫、急傾斜地崩壊、地すべり、土石流、火山噴火等の発生が予想される危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、災害時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、県民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2 防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。

第8節 水災防止対策の実施（九州地方整備局、土木建築部河川課、市町村）

国土交通省、県及び市町村は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川、水位周知海岸の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるように努める。

1 洪水予報河川の指定

国土交通省又は県は、流域が大きい河川で洪水により相当な損害を生じる恐れがある河川を「洪水予報河川」に指定し、洪水の恐れがあるときは、大分地方气象台と共同で洪水予報を発表して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

2 洪水に関する水位周知河川の指定

県は、洪水により相当な損害を生じる恐れがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して、直ちに水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

3 水防警報河川の指定

国土交通省又は県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「水防警報河川」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

4 水位周知海岸の指定

県は大分県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸を「水位周知海岸」に指定する。

5 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省又は県は、洪水予報河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

また、県は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

6 高潮浸水想定区域の指定

県は、水位周知海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

7 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難経路に関する事項、洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他、洪水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める

ものとする。

8 洪水ハザードマップの作成・普及

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの作成・配布、その他の必要な措置を講じるものとする。

第9節 減災対策協議会

大規模な浸水被害に備え、河川の水系・圏域単位で設けられている各減災対策協議会の構成機関（国、県、関係市町村、大分地方気象台等）は、相互に連携協力の上、減災のための目標を共有するとともに、地域の取組方針を再確認し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するとともに、「施設では守りきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築に取り組むものとする。

- ①山国川圏域大規模氾濫減災協議会
- ②筑後川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ③大分川・大野川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ④番匠川圏域大規模氾濫減災協議会
- ⑤北部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ⑥東部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ⑦中部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会

第3章 災害に強い人づくり

第1節 自主防災組織

第2節 防災訓練

第3節 防災教育

第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化

第5節 要配慮者の安全確保

第6節 帰宅困難者の安全確保

第7節 地域ごとの避難計画の策定

第8節 県民運動の展開

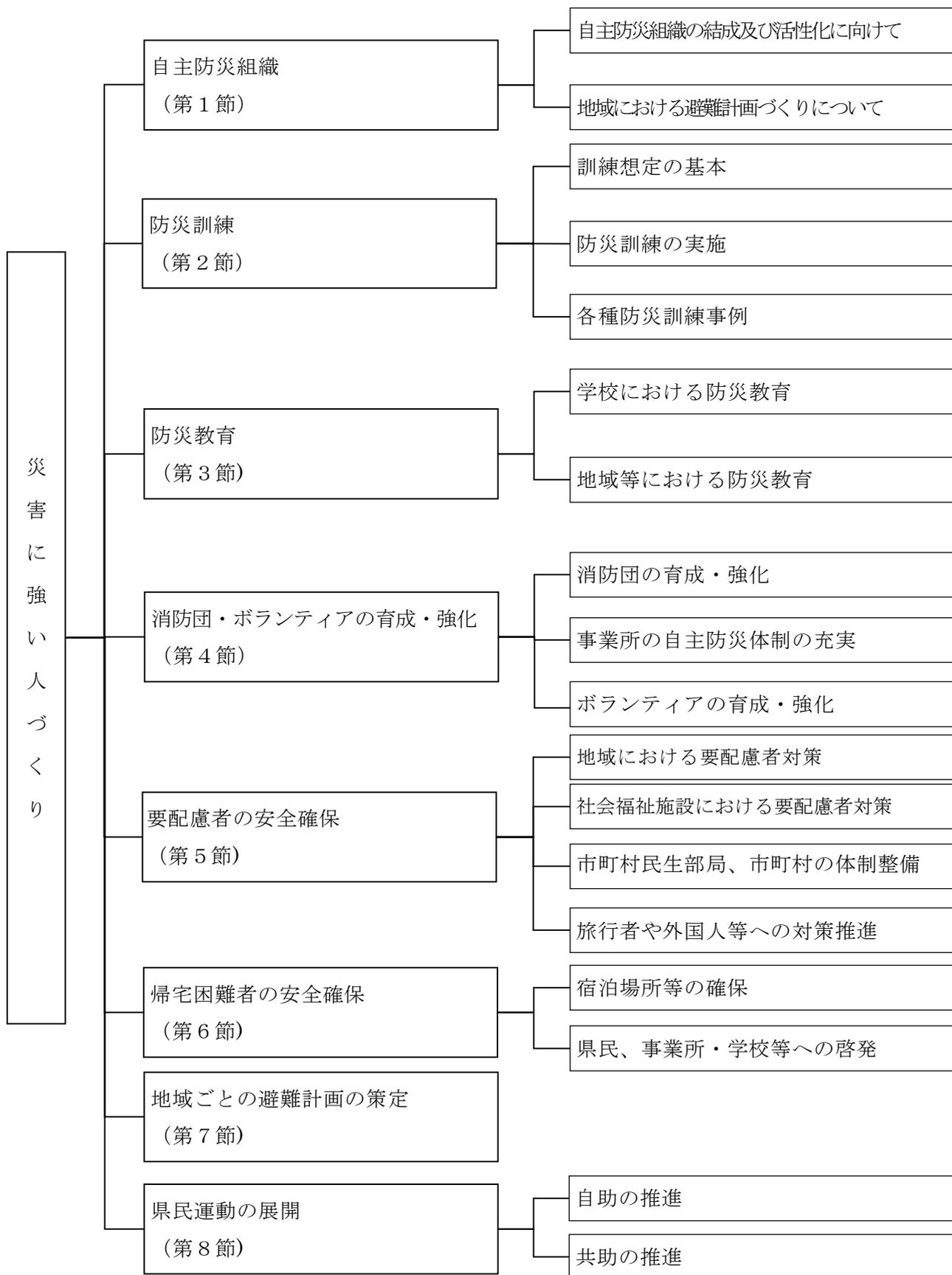
【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、県・市町村、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに県民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県、市町村・消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、県民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

これらの節の体系図を以下に図示する。



第1節 自主防災組織

1 自主防災組織の必要性

各種災害に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（風水害時）



2 大分県の現状と課題

大分県における自主防災組織の数は令和4年4月1日時点で3,565組織、組織率は97.86%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率はコロナ禍の影響を受け令和3年度実績で45.6%となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。

3 自主防災組織の果たす役割と活動

(1) 行政と地域住民との架け橋

平成24年7月九州北部豪雨で、短時間に急激な増水が発生したため、避難勧告・避難指示（最大時:約5千2百世帯）を発令する際には、自治委員等からの情報に基づき、判断せざるを得ない事態が生じた。

今後、必要な判断を迅速、的確に行うためにも、日頃から行政と住民との信頼関係の構築が重要である。そのため、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることが必要である。

(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、ハザードマップを活用し、地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

(3) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取組を促進する。

(4) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市町村の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(5) 防災教育

自主防災組織は市町村の防災部局や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

(6) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、市町村民生部局や市町村社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者の避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(7) 率先避難と声かけ

自主防災組織の役員等が率先して指定避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

4 県の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を市町村と連携して推進する。

(1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（防災リーダー）の育成・強化

- ・防災士養成研修の継続実施（女性防災士養成の推進）
- ・防災士指導者養成スキルアップ研修の実施
- ・防災士相互支援ネットワークの構築に向けた取組への支援

(2) 自主防災組織における防災啓発の促進

- ・防災アドバイザー派遣の実施
- ・地震体験車や防災VR（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用

(3) 自主防災組織が活動ノウハウを修得するための支援

- ・地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
- ・要配慮者世帯への家具等の転倒・落下防止対策への支援
- ・避難・救助活動用具購入への支援

(4) 市町村との連携強化

- ・自主防災組織活性化支援センターの設置
- ・情報伝達手段の多様化、多重化への支援

(5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進

- ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援

5 地域における避難計画づくりについて

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに各種災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した避難計画づくりが求められる。

計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要があるため、住民参加型のワークショップ形式の取組が重要である。

なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、市町村や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずることも留意すること。

6 緊急避難場所及び避難所

市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。

7 地区防災計画

(1) 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市町村防災会議において、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

8 その他

東日本大震災時、内陸部の住民グループが、津波を受けた沿岸部の避難所を支援した。{福島県石川町（内陸部）・いわき市久之浜町（沿岸部）}

これは、久之浜町の地域づくりグループが、同町の「港まつり」に石川町を招くなど、日頃の

風水害等対策編 第2部 災害予防
第3章 災害に強い人づくり
第1節 自主防災組織

地域間交流（地域外との「顔」の見えるコミュニケーション）が、緊急時の温かい支援につながったもの。

第2節 防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 防災関係機関相互、更には県民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- 各市町村の地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1 訓練の種別

訓練の種別は、防災関係機関を一体として実施する総合防災訓練と、これを補完するための図上訓練及び防災機関が個々に実施する単独訓練とする。

2 総合防災訓練の実施(大分県、市町村、防災関係機関)

県は、市町村及び防災関係機関との連携のもと、風水害・火山災害等の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

- (1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- (2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練
- (3) 交通規制、事前避難に関する訓練
- (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
- (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練
- (7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など、防災関係機関の相互連携が必要な実戦的な訓練を実施すること。

3 図上訓練の実施(大分県、市町村、防災関係機関)

県又は市町村はおおむね次の基準により、災害の発生される個々の地域について、総合防災訓練を補完するとともに、より実地的な防災諸活動の習熟を図るため、関係機関に協力を求めて図上訓練を実施するものとする。

(1) 実施場所

市町村内で災害の発生が予想される場所又は訓練の実施について最も効果的な場所とする。

(2) 実施時期

訓練は台風期の前、火災多発期の前又は総合防災訓練において実働訓練とあわせて実施するなど、最も訓練効果のある時期に実施するものとする。

(3) 参加を求める者の範囲

訓練の想定地域の防災について、関係を有する防災機関の各分野の責任者とする。

(4) 実施要領

訓練は、災害の発生が予想される個々の現場について、図面又は模型等を使用しながら、状況付与に基づいて参加者に判断・行動を行わせる方式等により実施するものとする。

(5) その他

その他訓練の研究課題等具体的な事項については、訓練の場所ごとに別に定めるものとする。

4 単独訓練の実施(大分県、市町村、防災関係機関)

市町村、県及びその他の防災機関はおおむね次の事項を基準に、その所掌する防災業務の向上習熟を図るため、毎年積極的に単独訓練を実施するものとする。

(1) 実施時期

訓練は個々の防災機関ごとに、実働、図上又は机上のいずれか、又はこれらを併用して実施するものとする。

(2) 実施項目

- イ 災害対策関係職員の非常招集
- ロ 災害対策本部等の設置
- ハ 災害情報の収集伝達
- ニ 非常無線通信措置
- ホ 職員の災害現場への緊急出動
- ヘ 緊急避難措置
- ト 水防活動
- チ 消防活動
- リ 捜索救出活動
- ヌ 医療救護活動
- ル 救助活動
- ヲ 応急復旧活動
- ワ 庁舎等防護活動
- カ その他

(3) その他

その他訓練の想定等必要な事項は、個々の防災機関が別に定めるものとする。

5 各種防災訓練例

訓練名		内 容
図上訓練	地区実態把握のための訓練	地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難指示が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す10~20戸程度を1班とする)の班ごとに、 ○ 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リアカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。

<p>通学路実態把握のための訓練</p>	<p>児童・生徒が住居区ごとに班(1班20名程度)を編成し(同じ通学路を使う者を集めて班編成)、それぞれの班ごとに通学路における災害危険予想箇所(大雨による浸水や土砂崩れが考えられる場所、大風による倒木が考えられる場所等)や、これらの災害(土砂崩れ、倒木)が発生し通学路が遮断された場合の緊急避難(待機)場所(できる限り複数)等について地図を使って検討する図上訓練。(検討後の集団下校実地訓練及び訓練後の再検討も重要。)</p>
<p>情報収集・集約訓練</p>	<p>進行管理者(コントローラー)が断片的な被災情報を訓練参加者(プレイヤー)に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練。</p>
<p>離島等孤立可能性地域の想定訓練</p>	<p>浸水や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある離島、沿岸部、山間部の集落等を抽出した上で、災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。(図上演習)</p> <p>具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMATへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び海上からの輸送接岸場所の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。</p> <p>なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、海上保安部、医療関係者(離島、沿岸部の場合は、港湾管理者、フェリー会社など)等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。)</p>
<p>実働訓練</p>	<p>資機材取扱い訓練</p> <p>道路からの倒木除去、小河川決壊の予防措置、小規模土砂崩れによる家屋一部倒壊現場からの救出・救助等、比較的軽微な応急対応を想定し、消防署(団)の指導の下、ノコギリ、なた、チェーンソー、ツルハシ、ショベル、土嚢(袋詰め、土嚢積み)、バール、ハシゴ、ハンマー、ロープ、自動車用ジャッキ等の取扱い要領を会得する訓練。</p>
<p>集団避難訓練</p>	<p>上記の「地区実態把握のための図上訓練」を実施した上で行う実働集団避難訓練。</p> <p>実際に避難路を点検・確認しながら歩き、また、避難行動要支援者の避難を支援してみた後に、より安全な経路や避難手段、支援方法等について再検討することが重要。</p>
<p>福祉施設相互の避難(受入れ)訓練</p>	<p>災害時等における相互受入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の実働避難(受入れ)訓練。</p> <p>実際に入所者とともに避難してみることで、例えば、経路上の道路の凸凹や坂のため入所者が車いすから落ちそうになる場面や、入所者の異常行動(興奮する、不安がる、車いすのブレーキを外そうとする等)等を体感できることもあり、事後の対応を検討するうえで有効。</p>
<p>ヘリコプター運用</p>	<p>土砂崩れによる道路遮断、河川の氾濫による道路冠水等を想定し</p>

風水害等対策編 第2部 災害予防
第3章 災害に強い人づくり
第2節 防災訓練

	による救出訓練	た、ヘリコプターによる総合調整訓練（総合オペレーション訓練）、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。
--	---------	--

第3節 防災教育

1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて県土の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

東日本大震災で津波に遭われた方（いわき市久之浜町）から次のお話を伺った。「35年前に亡くなり、今、生きていれば109才となる母から、小さい頃（小学校低学年頃）、紀伊半島の地震・津波の話聞き、『地震の時、海の近くは津波が来るから逃げるのよ』と言われた覚えがある。それから60年余り、今回3月11日の地震（東日本大震災）の時、その覚えが意識のどこかにあり、津波から避難することができた。60年余り前の幼い頃の母の教えが私の命を守った。」

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。防災教育も同様に、家庭での教育が、子、孫の命を守っていく。そのため、家庭・学校・地域で災害の経験、教訓を伝えていくことが、次の世代を守る要となる。

2 学校等における防災教育

(1) 基本方針

イ 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

ロ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

ハ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や津波に係る対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

(2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

イ 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

ロ 小学生

(イ) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時に

は、教職員など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

(ロ) 中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

(ハ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ハ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

ニ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

ホ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

イ 大分県における災害の歴史

ロ 災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ハ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ニ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

ホ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

ヘ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

ト 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ各種災害に対応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育

(1) 基本方針

イ 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

ロ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ハ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

(2) 一般県民に対する防災教育

防災対策企画課は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、次の事項を含むものとし、マスメディア・ホームページ・SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。災害による人的被害をなくすためには、県民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

イ 災害に関する知識

ロ 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

ハ 正確な情報入手の方法

ニ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて提供される5段階の警戒レベルに関する知識

- ニ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ホ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
- へ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、非常持出品等の準備、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容
- ト 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織に対する防災教育

防災対策企画課は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

防災対策企画課は、市町村や防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(6) 各種団体等に対する防災教育

防災対策企画課及び消防保安室は、市町村や防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

また、日本赤十字社大分県支部は、市町村や防災関係機関と連携して、児童・生徒及び地域住民に対して、次の事項を含む必要な防災教育を対象者（年齢）に合わせた内容で行うものとする。

- イ 避難所生活で特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」
- ロ 心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」
- ハ 災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持ち出し品や災害時の食事体験等を通じ、災害から命を守る力を身につけるための「防災プログラム」

(7) 防災対策要員（県職員等）に対する防災教育

県職員、市町村職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、災害が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

- イ 災害に関する知識
- ロ 災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ハ 職員等が果たすべき役割
- ニ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ホ 今後防災対策として取り組む必要のある課題

(8) 災害教訓の伝承

風水害等対策編 第2部 災害予防
第3章 災害に強い人づくり
第3節 防災教育

県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブズとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、県民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化

消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織(事業所)等の育成及び強化については、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成・強化(生活環境部防災局消防保安室、市町村)

(1) 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における地域防災力の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

(2) 消防団の育成・強化策の推進

県及び市町村は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

イ 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを進める。

ロ 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。

ハ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」、特に、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を促進する。

2 水防団・水防協力団体の育成・強化(土木建築部河川課、市町村)

県及び市町村は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を実施し、水防資機材の充実を図る。また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

3 事業所の自主防災体制の充実(生活環境部防災局消防保安室、市町村、防災関係機関)

(1) 多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

イ 防災訓練、消火設備等の維持管理

ロ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措

ハ 防災要員の配備

ニ 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

(2) 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

4 ボランティアの育成・強化（大分県、市町村、防災関係機関）

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。

このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「（福）大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター」や「（公財）おおいた共創基金」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。

さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、県・市町村社会福祉協議会職員や県・市町村職員等を対象に、ボランティアの活動場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止を含めた研修を実施する。

なお、大分県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるとする。

第5節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

① 災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人 など

② 上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）

- ・ 集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・ 妊産婦や乳幼児 など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村、公共的団体、自主防災組織）

（1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等

- イ 市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月（R3.5月改定）内閣府）を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行う措置について定めるものとする。
- ロ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- ハ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- ニ 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- ホ 市町村は、避難支援等に関わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- ヘ 市町村は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。
- ト 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- チ 生活環境部防災局防災対策企画課及び福祉保健部福祉保健企画課は、市町村における避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を支援する。

リ 福祉保健部健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。

(2) 避難誘導體制の整備

市町村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、市町村は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

生活環境部防災局防災対策企画課は、市町村における避難誘導體制の整備に対し支援する。

(3) 福祉避難所の指定

市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課、こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制の充実を図る。

さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル」の作成やマニュアルも活用した市町村職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。

【福祉避難所について】

1 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

2 福祉避難所への入所対象者の把握

市町村は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

3 福祉避難所として利用可能な施設の把握

市町村は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避

難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

4 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、市町村は小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

(4) 防災設備・物資・資機材等の整備

防災対策企画課及び市町村は、災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

福祉保健企画課及び市町村は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市町村は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識普及を推進する。

また、健康づくり支援課及び市町村は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課・保護・監査指導室、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村、社会福祉施設・病院等の管理者、自主防災組織）

(1) 組織体制の整備

イ 福祉保健部各課及び市町村は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

ロ 市町村は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ハ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分配慮した体制を整備する。また、市町村、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

イ 福祉保健部各課及び市町村は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

ロ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市町村は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。また、防災対策企画課は、市町村の防災基盤の整備事業を支援する。

3 要配慮者対策における市町村民生部局の体制整備

災害の発生に伴い、被災市町村においては、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- (1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。
- (2) 近隣市町村と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請すること。
- (3) 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請すること。
- (4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

4 傷病者対策における市町村の体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。市町村は、これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5 旅行者等の安全確保(商工観光労働部観光局観光政策課、市町村、観光施設管理者、自主防災組織)

(1) 基本方針

観光地を多くかかえる大分県の特性を考慮し、県・市町村、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、土地勘のない旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

(2) 実施内容

県、市町村及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

- イ 市町村は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。
- ロ 市町村及び自主防災組織等は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。
- ハ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。
- ニ 県は、旅行者等の安全確保対策の実施状況を的確に把握しておくとともに、適宜その対策を支援する。

6 外国人の安全確保(企画振興部国際政策課、市町村、各公共的団体、自主防災組織)

(1) 基本方針

市町村は、国際化の進展に伴い、県内に居住し、又は来県する外国人が増加し多様化してい

ることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(2) 実施内容

市町村及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

- イ 市町村は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。
- ロ 市町村、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。
- ハ 市町村は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。
- ニ 県、市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

7 要配慮者利用施設管理者等が実施する避難確保計画作成の支援

県は、水防法に基づく浸水想定区域内又は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設であって市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた施設の管理者等が実施する避難行動確保計画の作成を支援する。

第6節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、都市部では、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保（市町村、企画振興部交通政策課、生活環境部防災局防災対策企画課、交通機関、事業所、学校）

市町村は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

生活環境部防災局防災局防災対策企画課は市町村と公共的施設等との協定締結を支援する。

企画振興部交通政策課は、代替交通機関の確保等についてJR等の交通機関と検討を行う。

2 県民、事業所・学校等への啓発（生活環境部防災局防災対策企画課、市町村）

（1）県民への啓発

県は、県民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

（2）事業所への要請

県及び市町村は事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、県及び市町村は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第7節 地域ごとの避難計画の策定（大分県、市町村、防災関係機関）

住民は「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与することが求められる。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者は、災害時に被災する可能性が高く、また、避難時に支援を必要とすることから、地域による避難行動要支援者の支援が重要となる。

地域ごとの避難計画の策定は、自らの命を守ることに直結するものであり、市町村の協力を得ながら、住民自らが策定する心構えが必要である。また、計画の策定に当たっては、住民のみならず、当該地域内で活動している公共的団体、あるいは事業を営む民間企業等の協力、支援を得ながら地域ぐるみで実施することが重要である。

地域ごとの避難計画を策定するに当たっては、きめ細やかな地域情報に精通した住民の意見を取り入れ、地域の実情にあわせた計画を作り上げていくことが必要であることから、住民参加型のワークショップ形式で避難計画を策定する方法を積極的に導入するものとする。

1 ワークショップの目的

災害が発生した時に、住民等が安全に避難できるための避難計画を作成する。そのためには、それぞれの地域の詳しい情報を最もよく知っている地域住民自らが計画づくりに参加する必要がある。

また、住民が避難計画づくりを通して学んだことをそれぞれの地域に持ち帰り、地域の自主防災リーダーとして自らの地域の防災力を向上させることも、この計画づくりの目的の一つである。

2 ワークショップのメンバー

地域住民、民生委員・児童委員、市町村防災担当職員・福祉担当職員、市町村社会福祉協議会職員、必要に応じて県防災担当職員・福祉担当職員、学識経験者とする。

なお、地域住民等の代表を選出するに当たっては、住民のみならず、地域の民間企業、港湾・漁業関係者、ボランティア等の参加も得られるように、公募等により幅広いメンバーを募ることも考慮する。

3 ワークショップの役割

住民等は、主体的にワークショップを開催し、地域ごとの避難計画を作成する。市町村は、住民等に対して、ワークショップの開催を促すとともに、ワークショップの運営に参加する。県は、ワークショップの運営を支援する。

(1) 県

- イ 市町村に対する地域ごとの避難計画策定の支援
- ロ ワークショップの運営支援
 - (イ) 講師等の派遣、防災についての資料の提供
 - (ロ) 市町村防災担当職員に対する研修会の開催
 - (ハ) ワークショップ運営に当たってアドバイスできる人材の育成
- ハ ワークショップにおいて住民等から提案のあった防災対策への支援

(2) 市町村

- イ ワークショップへの参画・支援
 - (イ) ワークショップ参加の住民への呼びかけ
 - (ロ) ワークショップで必要な資料・用品の準備
- ロ ワークショップにおいて住民等から提案のあった防災対策への支援

(3) 住民等

- イ ワークショップの運営
- ロ 住民等に対してワークショップへの参加の呼びかけ
- ハ 地域ごとの避難計画の策定
- ニ 地域ごとの避難計画を地域の住民等に周知

第8節 県民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は県民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 県民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- (2) 県民は、自らが生活する地域において、市町村、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険個所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法、その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 県民は、災害の発生に備え少なくとも3日分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 県民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、市町村、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策 のための事前措置

第1節 初動体制の強化

第2節 活動体制の確立

第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

第4節 救助物資の備蓄

【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を、県、市町村等において推進する。

以下において、県における事前措置について示すが、市町村及び防災関係機関も次に示す事項に従い、より実効性のある事前措置を推進するものとする。

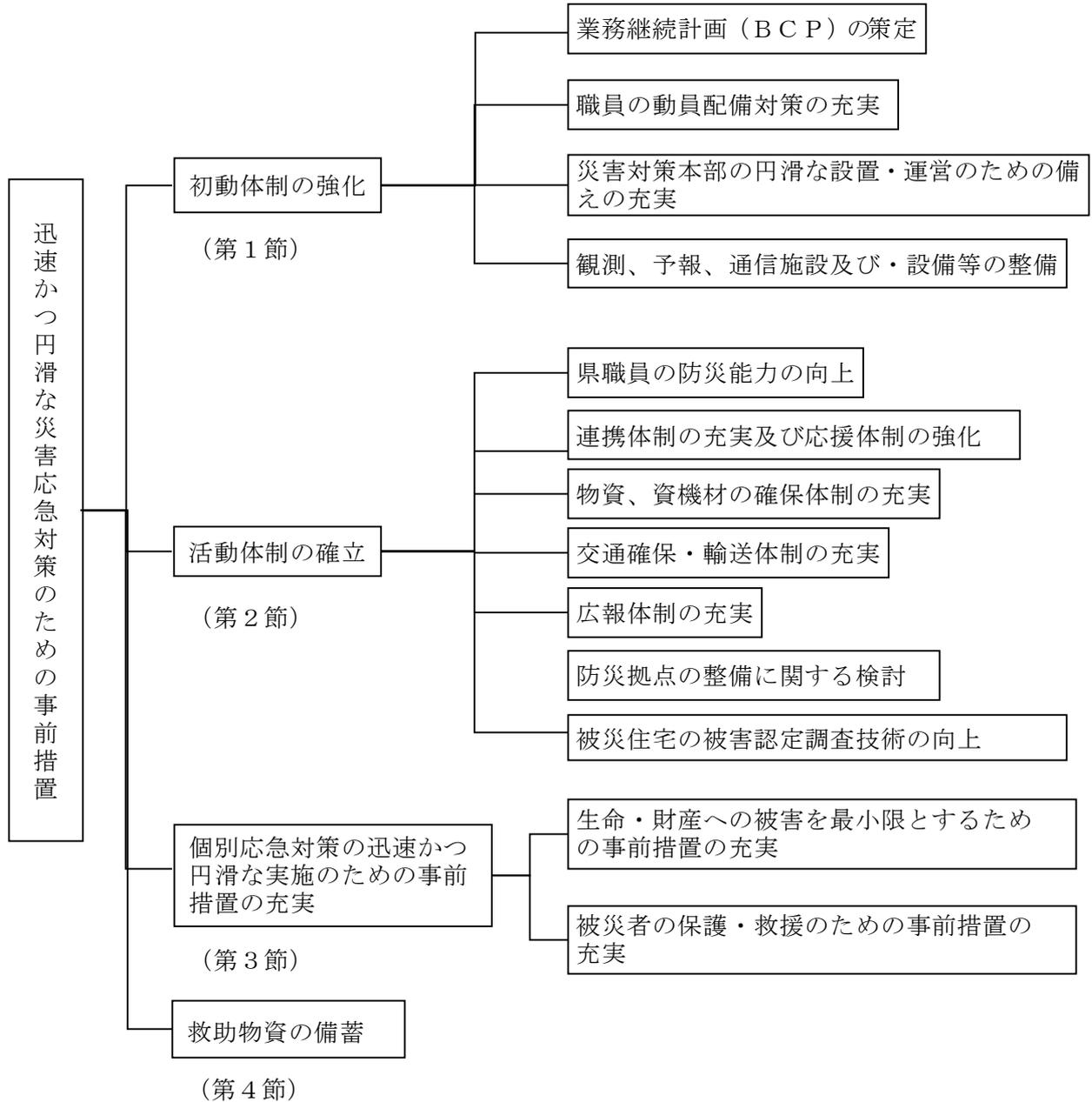
1 市町村

- (1) 市町村防災会議は、当該市町村地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制(災害警戒本部等)や初動段階の職員参集基準等について、市町村の地域特性にあわせて事前に整備しておく。また、第2節の県の事前措置に準じた措置を講じる。

2 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に災害時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。

これらの節の体系を以下に図示する。

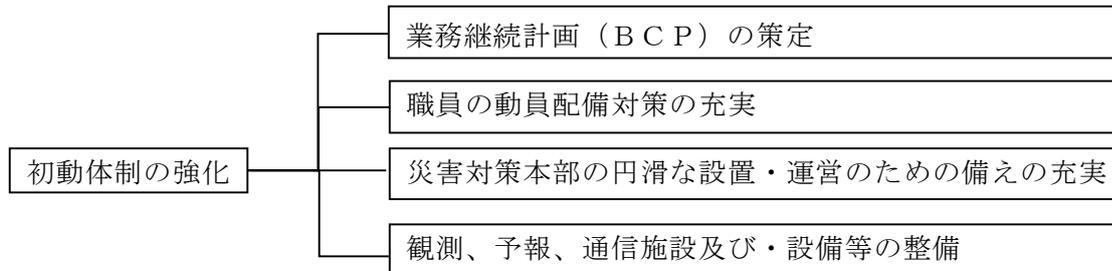


第1節 初動体制の強化（生活環境部防災局防災対策企画課）

県は、「第3部 災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報(被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等)を素早く把握し、県としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。



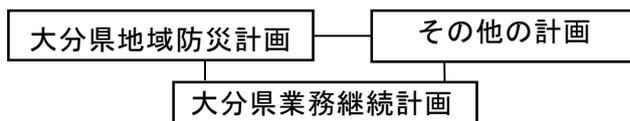
（1）業務継続計画（BCP(Business Continuity Plan)の略）の策定

県は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における県庁の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するためには、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行う。

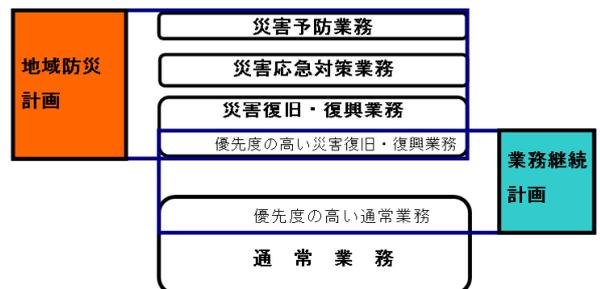
また、市町村における業務継続計画（BCP）等が早期に策定されるよう支援する。

○ 非常時における各計画の構成



※業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに行政サービスに支障が生じないよう必要な備えを行うもの。

○ 地域防災計画と業務継続計画



（2）受援計画の策定

県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

さらに、発災時は迅速な生活再建（避難所運営、り災証明書の発行、仮設住宅建設等）が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、市町村における受援計画が早期に策定されるよう支援する。

（3）職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、県職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

イ 災害対策職員用携帯電話の拡充

災害発生のおそれがある場合、また、災害が発生した場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していくこととする。

ロ 職員参集・安否確認システムの活用

迅速な動員配備を行うため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する情報を送信し、自動集計できる職員参集・安否確認システムを活用する。

ハ 24時間体制の整備

勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、迅速な初動体制が確保できる。このため、防災担当嘱託職員の宿直により24時間体制を執る。

ニ 大分県職員防災ハンドブックの作成配付

災害発生時の職員の基本的な対応を確認できる大分県職員防災ハンドブックを全職員に配付することにより、初動体制意識の徹底を図る。

ホ 職員の県民安全・安心メールへの登録促進の取り組み

職員の参集手段として、職員の県民安全・安心メールへの登録促進を図る。

ヘ 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平常時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用ブロードバンド伝言板171」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かったの電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

（4）災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(5) 観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部河川課・砂防課）

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、市町村等や県民へ伝達するため、以下の対策を推進する。

イ 気象観測施設及び設備の整備

県下の各種気象観測所における観測機器の現状は、必ずしも十分とはいえないので、今後これらの設置機関において積極的に老朽機器の更新はもちろん、各種気象観測機器（気象庁の検定又は経済産業省の比較検査の合格品）の整備充実を図るよう求める。

ロ 雨量・波高・水位等の観測網の整備充実

雨量、流量、波高、水位等の観測機器を設置する機関組織内部の連絡網は、おおむね整備されているが、他の設置機関との連絡体制を欠くため観測結果の活用は必ずしも十分でない。したがって、今後は気象台、国土交通省、警察機関、その他観測施設を有する機関及び団体との間で相互に密接な連携をとり積極的に観測資料等の提供を行うなど、県内の系統的、総合的な観測体制の整備を図るものとする。

ハ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

(イ) 被災地から直接県へ情報が伝達できる体制を充実するため、県の出先機関や防災関係機関に対する通信施設の整備や防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実等に努める。

・県の出先機関や防災関係機関に対する通信設備の整備

・防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実

(ロ) 情報を早く、確実かつ安全に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、固定カメラによる映像やテレメーター等による情報収集システムの増強を図る。また、よりすばやく対応ができるよう、2～3時間後の状態を予測するソフトの導入を図る。

(ハ) 市町村防災無線の設置箇所数や端末局の増加、デジタル化の推進等による最新機器への更新等について指導する。

(ニ) 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備するよう指導する。

(ホ) 画像等の大容量のデータ通信を可能とするため、通信ネットワークのデジタル化の推進、全国的な大容量通信ネットワークへの体系的な整備に努める。

(ヘ) 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平常時から構築する。

・Lアラート、県庁ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。

・県民安全・安心メールの登録を促進する。

・おおいた防災アプリの利用を促進する。

・携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。

・ツイッター、フェイスブック等ソーシャルメディアの利用を促進する。

・民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。

・アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、市町村を含めて協力体制を検討する。

・災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

(※) Lアラート

報道機関やポータルサイト(Yahoo 等)、携帯事業者(緊急速報メール)等のメディアに

一斉に情報を発信するシステムであり、住民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

(ト) 通信手段の連携

Lアラートによる迅速な情報連携を図るため、報道機関等についてLアラートへの加入促進を図る。

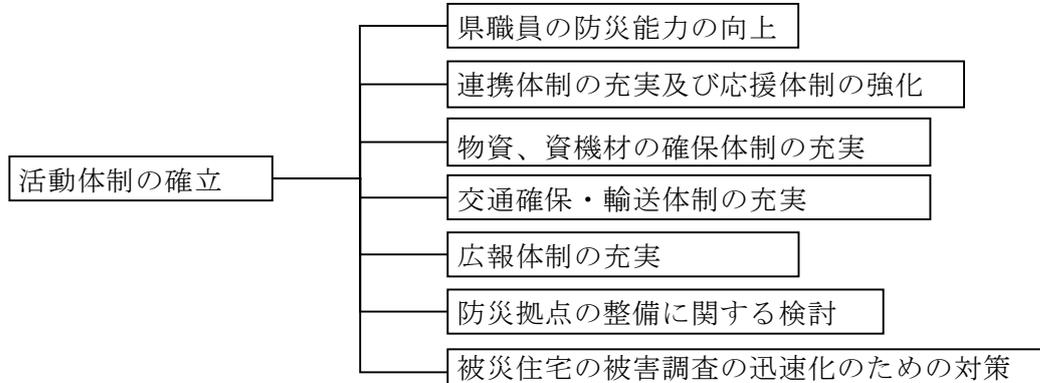
(チ) IP電話に係る停電対策

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

第2節 活動体制の確立

多岐にわたる県の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。



1 県職員の防災能力の向上(生活環境部防災局防災対策企画課)

一般に、県職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配布し職員の防災への理解を深めるとともに、定期的にアンケートを実施し、防災意識向上に向けた普及啓発に努める。

(2) 職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的実施する。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

(3) 大分県職員災害対応ガイドブックの作成

大分県職員災害対応ガイドブックを作成し、平常時から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。

(4) 図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、県災害対策本部員としての役割及び行動を確認(各種機器操作等を含む)するため、図上訓練を定期的実施する。

(5) 防災連絡員、総合調整室の職員の育成

防災連絡員は県の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、総合調整室の職員には、部局間及び部局内の課・室間の積極的な調整活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

- イ 災害対策本部総合調整室に防災局経験者を配置、活用する。
 - ロ 災害対策本部で情報収集を行う情報収集班に配置された防災局職員以外の要員等について、災害対策連絡室や災害警戒本部で情報収集業務を経験する機会を設ける。
 - ハ 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。
 - ニ 被災した都道府県への視察、意見交換会の開催等を行い、情報収集を行う。
 - ホ 災害派遣した職員からの意見集約を行い、職員の計画の参考とする。
- (6) 情報連絡員、災害時緊急支援隊の活動の強化
- 情報連絡員や災害時緊急支援隊の研修を充実させ、災害時の活動の強化を図る。

2 連携体制の充実及び応援体制の強化（生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室）

地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とした「防災対策推進ブロック協議会」を振興局管内ごとに設置するとともに、県内関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。

また、県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるとともに、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることとする。

(1) 地域における連携体制の充実

地域において県地区災害対策本部の関係機関（振興局、土木事務所、保健所等）、市町村、その他防災機関・団体等は、平時から緊密な連携関係を図るため、平成24年度に振興局を中心に「防災対策推進ブロック協議会」を設置した。

今後は、県地区災害対策本部の職員や関係機関の災害対応能力の向上が図られるよう、以下の対策を講じていく。

- イ 市町村災害対策本部と地区災害対策本部との連携
- ロ 防災対策に関する専門研修等の実施
- ハ 図上訓練等の実施により連携体制の強化
- ニ その他

(2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

イ 指定地方公共機関の指定拡大

現在、県では県医師会、報道機関、バス会社等30の機関を指定地方公共機関に指定し、県内の防災に寄与するよう努めているところである。大規模な災害時には、現在、指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携を図られるよう指定地方公共機関として位置づけていく。

ロ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する

ものとする。

ハ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

ニ 建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(3) ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

イ 医療業務及び介護業務及び被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

ロ 日本赤十字社大分県支部や社会福祉法人大分県社会福祉協議会及び大分県看護協会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。

ハ 県及び関係機関は、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンター設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、平常時に振興局や市町村、市町村社協等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「市町村災害ボランティアネットワーク会議」を開催する。

(4) 市町村間の相互応援協定締結の推進

現在、県内では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」を始め、多くの相互応援協定があり、県内の全ての市町村、消防本部間の協定締結は完了している。常備消防については、協定が災害時に迅速に運用できるよう、常備消防相互応援協定実施要領による進出拠点、到達ルート、指揮命令体制、無線運用体制等に基づいた訓練等を通じて消防本部間の連携強化を図る。併せて、隣接する他県市町村と締結している協定に基づき訓練を実施する。また、他の分野においても、他県の隣接市町村と相互応援協定の締結を促進するために必要な指導、助言を行う。

(5) 広域応援体制の強化

被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。

県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。また、県は訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

予定していた県外からの部隊・物資等の支援を受けられず、県内に有する資源のみで一定期間対応することを想定し、県内に有する資源を明らかにし、活動の優先順位付けを行い対処する方法をあらかじめ検討する必要がある。

(6) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

県外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、県立施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

また、緊急消防援助隊については、受援計画に記載している消防本部管内毎の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択するものとする。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整

備についても検討する。

(7) ヘリコプター運用調整のための体制・ルールづくり

大規模災害時には、生存率が急激に低下する72時間以内の救出救助が大事になり、道路の被災状況が明らかでない中では、ヘリコプターを用いた空から活動が有効となる。

ヘリコプターを所有する防災関係機関で構成するヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時のヘリコプターの運用調整や安全運航のためのルールづくりを検討する。

緊急消防援助隊ヘリベースとしての運用を再検証し、航空燃料の確保や駐機スポットの整備など、必要な機能を整備する。

(8) 重要施設の非常用電源の確保

災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(9) 重要施設の非常用電源設置状況等のリストアップ

県は大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

3 物資、資機材の確保体制の充実（生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室・県民生活・男女共同参画課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・薬務室、商工観光労働部商工観光労働企画課、農林水産部農林水産企画課、警察本部）

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、市町村は町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- イ 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- ロ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ハ 救助工作車等の消防機関への整備促進
- ニ 資機材を保有する建設業者等と市町村との協定等締結の促進
- ホ 県立施設における救出救助用資機材の整備促進
- ヘ 警察署への救出救助用資機材等の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- イ 市町村に対する自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ロ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ハ 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、緊急調達を迅速に実施できるよう、県は大分県医薬品卸業協会との間に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を、大分県医療機器協会との間に「災害時における医療用具等の供給等に関する協定」を、日本産業・医療ガス協会九州地域本部との間に「災害時における医療ガス等の供給等に関する協定」を締結し、必要があるときは業者の保有する医薬品等及び医療用具等を災害発生直前の価格で調達するとともに、初動医療

救護(被災後 48 時間以内)のための緊急医薬品等医療セットを公益社団法人大分県薬剤師会(大分市)並びに中津市、佐伯市の基幹薬局等(中津市、佐伯市)に各々1 セット、計 3 セット(3,000 人分)を備蓄する。

また、被災地への搬送については、県と関係機関の協力の下で対応できる体制を整える。

(4) 食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活用品等の生活用品の確保体制の充実

他県や国等からの食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活用品(以下「生活用品」という。)の支援については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

イ 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料、水、被服寝具等の生活用品の備蓄に関する啓発

ロ 県における食料、水、生活用品の備蓄促進

ハ 市町村における食料、水、生活用品の備蓄に関する指導

ニ 大手取扱業者(大型小売店舗、生活協同組合、問屋等)との協定等締結の促進

ホ 公的備蓄ネットワーク(県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制)の構築

(5) 水防資機材の確保体制の充実

水防資機材については、水防管理団体(市町村)に対して、担当堤防延長おおむね1 軒ないし2 軒について、1 ヲ所以上水防倉庫または水防資機材等の備蓄場を設け、次の基準により水防資材及び器材の備蓄に努めるよう指導する。

品名	掛 矢	鋸	斧	スコ ップ	蛸	空 俵	叭	杉 丸 太 長	杉 丸 太	縄	筵	鎌	竹	鉄 線	ツ ル ハ シ
数量	5 丁	10 丁	5 丁	25 丁	5 個	500 俵	200 枚	100 本	200 本	5 巻	30 枚	50 丁	10 本	50 m	5 丁

また、国土交通省及び市町村とともに、毎年おおむね5月末日を目標にその管理する水防倉庫における備蓄資機材の品名数量等を点検し、上記の資機材備蓄基準に従って不足分の追加補充等その整備拡充を図るとともに、水防活動の拠点となる河川防災ステーション等の整備を関係市町村と一体となって推進していく。

4 交通確保・緊急輸送体制の充実(生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部道路建設課・道路保全課、警察本部交通規制課)

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 地域内輸送拠点の選定

各市町村において、地域内輸送拠点を選定する。県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。

県は避難所への物資の円滑な供給のために九州各県や市町村が保有する施設の相互利用や県内外の民間倉庫等の利用を検討する。

(2) 交通規制計画の策定等

イ 緊急交通路の指定等

大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定し、規制計画を作成する。

ロ 緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知

公安委員会は、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、災害発生以降の確認手続き等の事務の省力化、効率化を図るため緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知を行い、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにする。

ハ 災害発生時の車両の運転者の措置等の周知

警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、運転免許証の取得・更新時に配布する「交通の教則」（(財)全日本交通安全協会発行）により、以下の事項を周知するものとする。

(イ) 避難のために車を使用しないこと。

(ロ) 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（これに隣接し又は近接する県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されることから、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間）内の一般車両の運転者は次の措置をとること。

a 速やかに、車を次の場所に移動させること。

(a) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(b) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

b 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

c 警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。なお、警察官は通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあり、運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車等を破損することがあること。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(3) 緊急輸送道路の整備等

イ 緊急輸送道路の見直し

土木建築部等は、第2節第4（1）において、各市町村が選定する地域内輸送拠点など、防災拠点が更新されれば、必要に応じて緊急輸送道路ネットワーク計画（第2部第2章第6節）を見直す。

ロ 道路の防災対策

道路管理者は、緊急輸送道路を中心とした橋梁の耐震化や法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。

ハ 道路交通機能確保のための整備

警察本部は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。

ニ 道路情報板等の整備

道路利用者に対する災害発生時の緊急連絡用や道路情報の提供を行うため、道路情報板の整備を図る。また、道路の被害状況把握のため監視カメラの整備を行うとともに、道路利用者へのカメラ映像の提供を行う。

ホ 道路啓開の実施

大分県道路啓開計画等に基づき各関係機関連携の下、道路啓開を迅速に行う。

ヘ 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認

(イ) 国土交通省との協定

土木建築部は、国土交通省九州地方整備局と締結している「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、仮設橋梁など資機材の保有数量など、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図れるよう努める。

(ロ) 大分県建設業協会との協定

各土木事務所長は、大分県建設業協会の管内各支部と締結している「災害時における緊急作業等についての協定書」について、毎年度更新に努め、道路啓開や応急復旧の作業体制の確保に努める。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、全市町村が管内に1か所以上臨時ヘリポート等を確保するよう指導を行う。

5 広報体制の充実（企画振興部国際政策課・広報広聴課、福祉保健部障害福祉課）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じて、県からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

(2) 災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に県からの情報が報道機関を通じて的確に県民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

(3) インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

イ 県庁ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。

ロ 県民安全・安心メールの登録を促進する。

ハ おおいた防災アプリの利用を促進する。

ニ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。

ホ ツイッター、フェイスブック等ソーシャルネットメディアの利用を促進する。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、県内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

6 広域防災拠点の整備（生活環境部防災局防災対策企画課・危機管理室、土木建築部公園・生活排

水課・港湾課)

大規模災害時における県の広域防災拠点として、大分スポーツ公園を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート・SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）機能、④全国から集積する救援物資の市町村地域内輸送拠点への仕分・輸送拠点機能、を配置し、大分県広域防災拠点基本計画（平成27年6月策定）に基づき、各機能に必要なとなる設備等を計画的に整備する。また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。

港湾において災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点となることから、大分港・佐伯港・別府港・臼杵港・中津港・津久見港（拠点港）の整備を促進する。

また、防災機能を有し、地域の防災拠点として位置付ける道の駅の機能強化に努める。

7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)

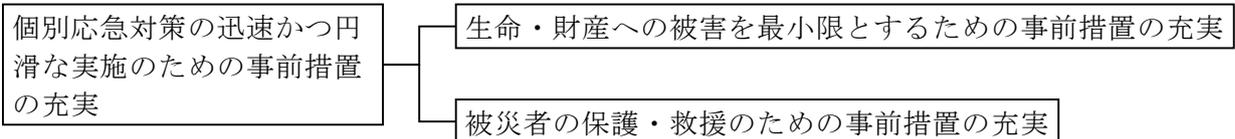
早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県として、定期的に住家被害調査研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援の円滑化を図る。また市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。

また、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。

第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(生活環境部防災局防災対策企画課、企画振興部国際政策課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、商工観光労働部観光局観光政策課・情報政策課、土木建築部河川課・建築住宅課・都市・まちづくり推進課・公園・生活排水課、教育庁教育改革・企画課、海上保安部)

県民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるので、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 風水害等に関する情報伝達体制の充実

風水害や火山災害等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。県は、市町村に対し風水害等に関して大分県防災情報システムにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後は、その運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。

また、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

県及び市町村は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、インターネット(県庁ホームページや、SNS等)の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

さらに避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。

(2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を県、市町村、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、県としては以下の対策を推進していくこととする。

イ 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の避難体制の再点検

ロ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

ハ 災害想定区域図及び浸水想定区域図等の資料提供により、市町村へハザードマップ作成の指導

- ニ 内水のハザードマップについては、市町村が行う浸水実績や地形情報等を活用した内水浸水想定区域図の作成や浸水シミュレーションの実施を県が指導
- ホ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成の指導
- ヘ 要配慮者のための支援マニュアルの作成
- ト 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する市町村との調整の推進

(3) 要配慮者利用施設等における防災体制の充実

要配慮者利用施設（主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上特に配慮を要する者が利用する施設）について、市町村地域防災計画に下記事項を定め、当該施設の防災体制の充実が図られるよう、市町村の取組を支援する。

- イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
- ロ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②浸水の防止のための活動に関する事項、③防災教育・訓練に関する事項、④自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

- イ 市町村、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む。）
- ロ 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材（避難所情報サインを含む。）の補助

(5) 救急医療対策の充実

イ 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

- (イ) 病院の耐震化
- (ロ) 災害拠点病院の施設・設備の整備拡充
 - ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等
- (ハ) 災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実働訓練の実施。
- (ニ) 災害派遣医療チーム（大分DMAT）の出動体制の確保・充実
- (ホ) 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び災害時における小児周産期医療に特化した救護活動を行う災害時小児周産期リエゾン並びに薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録
- (ヘ) 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄
- (ト) 医療救護班（日本赤十字大分県支部、郡市医師会、大分県歯科医師会等が編成する救護班をいう。）及び大分DMATが消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む。）

- (チ) 急性期以降の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録
- (リ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「おおいだ医療情報ほっとネット」及び「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS)を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施
- (ヌ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備
- ロ 被災地における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制の充実に努めるものとする。

(6) 消防対策の充実

火災の発生に迅速・的確に対処できるよう、県としては以下の対策を推進していくこととする。

イ 市町村消防防災施設・設備の充実強化

- ① 市町村消防防災施設・設備の充実を図るため、県は、市町村消防施設整備計画に基づき消防ポンプ及び消防水利等の増設を推進するものとする。
- ② 市町村消防の化学化を図るため、市町村消防施設整備計画に基づき化学車及びはしご車等の配置を促進するものとする。

ロ 民間消防施設の整備

民間の企業等においても、消防法の規定に基づく消防用設備の設置をはじめ、適切な初期消火体制を整備するように指導するものとする。

ハ 消防団員の確保

年々減少する消防団員の確保のため、市町村消防団の活性化及び団員確保のための各種事業を積極的に推進するものとする。

ニ 消防本部、自衛隊との合同消火訓練の実施(総合防災訓練を含む)

緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を行うものとする。

ホ 市町村が行う自主防災組織用の初期消火用資機材等整備への補助

ヘ 宅地の危険度判定体制の整備

豪雨により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

(7) 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人と命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が、洪水等の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、県は、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備を市町村に働きかけていく。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

県は、風水害被害が予想される地域の市町村をはじめ防災関係機関は相互に連携して、地域毎に避難誘導等の活動について、情報を共有できるようにする。

(8) 利水ダム等の事前放流の取組

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革・企画課、生活環境部県民生活・男女共同参画課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課、商工観光労働部工業振興課・商業・サービス業振興課、企画振興部統計調査課、市町村）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するために、避難所設置者は次の点に留意する必要がある。

- イ 無線設備の整備
- ロ 教職員の役割の事前規定
- ハ 調理場の調理機能の強化
- ニ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化
- ホ シャワー室、和室の整備
- へ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- ト 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進
- チ トイレの増設及びトイレトペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

(2) 災害福祉広域支援体制の構築

要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

また、県内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 市町村における生活必需品等の備蓄等

大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄にめるものとする。

備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ住宅関係団体と協定の締結を図る。

「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、県及び市町村との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(6) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

- イ 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- ロ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(7) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

- イ 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討
- ロ 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討
- ハ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- ニ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。また、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう体制の整備を図る。

居住地以外の市町村に避難する被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速なり災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化し、全市町村で統一した運用を図る。

第4節 救助物資の備蓄

東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に支援物資部等と備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。

県及び市町村が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。

県は、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄保管場所の分散化に努める。

市町村は、地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。

令和3年4月1日現在の備蓄状況

エリア・場所 品目	本部			東部		中部		南部	豊後		西部			北部
	大分			別府、杵築、国東、 姫島、日出		由布、臼杵、津久見		佐伯	豊後大野、竹田		臼田、九重、玖珠			中津、宇佐、 豊後高田
	県介護研 接センター	県庁舎 別館	ピーコン プラザ	日出 総合庁舎	(旧)山香 農業高校	(旧)臼杵 商業高校	由布 保健部	佐伯 総合庁舎	豊後大野 総合庁舎	竹田 総合庁舎	玖珠 総合庁舎	臼田 総合庁舎	西部 保健所	北部 保健所
1 毛布	○			○		○		○			○	○	○	○
2 アルファ米	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
3 おかず(1食1杯)	○			○	○	○			○		○	○		
4 保存飲料水(2リットル)	○			○	○	○			○		○	○		
5 粉ミルク(普通)		○		○		○	○	○	○		○		○	○
6 粉ミルク(アレルギー対応)		○		○		○	○	○	○		○		○	○
7 使い捨て容器(食器)	○	○		○				○	○		○		○	○
8 ほ乳瓶		○		○		○	○	○	○		○		○	○
9 小児用おむつ	○			○		○	○	○		○		○	○	○
10 大人用おむつ	○			○		○	○	○		○		○	○	○
11 生理用品	○			○		○	○	○		○		○	○	○
12 尿失禁パッド	○			○		○	○	○		○		○	○	○
13 ウェットティッシュ	○			○		○	○	○		○		○		
14 簡易トイレ(凝固剤付)	○			○		○		○		○		○	○	○
15 携帯トイレ	○			○		○		○		○		○	○	○
16 トイレ用テント	○			○		○		○		○		○	○	○
17 カイロ	○	○		○		○		○		○		○	○	○
18 カーインバーター	○			○		○		○		○		○	○	○
19 簡易段ボールベッド			○											
20 ストーマ用器具(人工膀胱用)	○													
21 ストーマ用器具(人工肛門用)	○													
22 アルミマット						○								
23 タオル						○								
24 ブルーシート						○								

第5章 その他の災害予防

第1節 災害対策基金の確保

第1節 災害対策基金の確保

災害応急対策のための災害救助関係費用の財源にあてるための基金の積立、運用等は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 災害救助基金の積立(福祉保健部福祉保健企画課)

県は、災害救助法の定めるところにより災害救助基金を積立てるものとする。各年度における積立最小額は、当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とする。

2 災害救助基金の管理運用(福祉保健部福祉保健企画課)

県の災害救助基金の管理運用は、次の方法による。

- (1) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
- (2) 国債証券、地方債証券、勸業債券、その他確実な債券の応募又は買入
- (3) 災害救助に必要な給与品の事前購入

3 市町村に対する指導(総務部市町村振興課、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)

災害が発生した場合は、被害を最小限に止めると同時に速やかに復旧することにより民生の安定、福祉を図らねばならないので、県は、市町村に対し、災害対策基金等の設置について指導を行うものとする。

※家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、地震保険制度等の周知に努める。